

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

実施方針 に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
1	意見	1	1.1 事業目的	「石炭代替燃料として・・・」とありますが、バイオマスボイラ等、石炭を主燃料としない設備での利用も考えられることから、「石炭代替燃料等として・・・」という表現にさせていただくことは可能でしょうか。	石炭等代替燃料とします。
2	質問	1	事業目的	「・・・石炭代替燃料として石炭ボイラ等を所有する民間企業等に有価で供給するものであり、・・・」との記載がありますが、温室効果ガス削減の趣旨より、石炭に限らず化石燃料(コークス、重油等も含む)を代替する利用方法であれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	石炭等代替燃料としますので、化石燃料を代替する利用でも構いません。
3	質問	1	石炭ボイラ等を所有する	本事業では、固形燃料化物を製造し、石炭代替燃料として石炭ボイラ等で利用するとありますが、石炭代替燃料は発電用途での利用に限定されるとの理解で宜しいでしょうか。	石炭等代替燃料としますので、化石燃料を代替する利用でも構いません。
4	質問	2	固形燃料化物の利用用途に関すること	固形燃料化物の利用用途は燃料利用に限られるとの理解でよろしいでしょうか。 燃料利用を目的とするため、発熱量の定義があり、事業目的も「石炭代替燃料として」とあります。	固形燃料化物は、石炭等の代替燃料として使用して下さい。なお、燃料以外の用途を兼ねた利用についても認めます。
5	質問	1	1.2 事業概要	特別目的会社(SPC)の設立は必須でしょうか	必須です。
6	意見	1	事業概要	H24年1月の公募要綱質疑回答にありますように、特別目的会社の設立有無は、一層の事業コスト削減を達成できるように、提案者側の判断で任意に選定できるように変更いただきたくお願い致します。	ご意見として承ります。
7	質問	1	1.2 特別目的会社に関すること	特別目的会社について、燃料化物を利用する企業が出資することは義務とはならない予定でしょうか。	入札公告時に示します。
8	質問	1	事業概要	固形燃料化物を利用する民間企業等のSPCへの出資は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
9	質問	1	1.2 事業概要	特別目的会社の構成員や出資比率の上限、下限などに関する条件は特になくとも理解して宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

実施方針 に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
10	質問	1	事業概要	本事業の事業者が複数の企業から成る共同企業体でも可能な場合、全ての構成員からの特別目的会社への出資が必須との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
11	質問	1	1.2 事業目的 特別目的会社に関すること	特別目的会社に関する要件(出資者の構成、最低資本金額)等は、入札公告等で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	質問	1	事業概要	設計施工を担当する事業者は、単独企業または複数の企業から成る共同企業体どちらも可能との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
13	質問	1	事業概要	設計施工を担当する企業に本事業に参画するうえでの要件(施工実績等)はありますか。 要件がある場合は、早急にご提示頂きたいお願い致します。	入札公告時に示します。
14	質問	1	事業概要	維持管理運営を担当する事業者は、単独企業または複数の企業から成る共同企業体どちらも可能との理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
15	質問	1	事業概要	維持管理運営を担当する企業に本事業に参画するうえでの要件(維持管理運営実績等)はありますか。要件がある場合は、早急にご提示頂きたいお願い致します。	入札公告時に示します。
16	質問	1	1.2 事業概要	特別目的会社(SPC)の設立は、維持管理運営の開始までにとありますが、維持管理運営の開始前であればいつでも良いという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	質問	1	事業概要	「維持管理運営の開始までに…特別目的会社を設立し…」とありますが、特別目的会社の設立は運営開始前であればいつでも良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

実施方針 に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
18	質問	1	利用先への有価での供給に関すること	有価とは、輸送費を含め経済性を確保している必要があるとの理解で宜しいでしょうか。 (引き渡し側が輸送費を負担する場合は、利用先着価格が輸送費を上回る必要あること。利用先が輸送費を負担する場合は固形燃料化物の価値が輸送費を含め経済性を確保していること。)	ご理解のとおりです。
19	質問	1	1.1 事業概要 石炭代替燃料の有価の定義	搬送費を除いた状態での有価との解釈で宜しいでしょうか。	有価とは、輸送費を含め経済性を有している必要があります。
20	質問	1	設計図書	設計図書とは、要求水準書における実施設計図書を指すとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	質問	1	1.3.4 事業の範囲等	「一定以上の品質を保持した固形燃料化物を製造し…全量買い取る」とありますが、汚泥性状に起因して有効利用できない固形燃料化物は買取対象外との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に示す汚泥性状の範囲を逸脱したことに起因して有効利用できない場合は、買取対象外です。
22	質問	1	1.3.4 事業の範囲等	固形燃料化物の引渡しは、固形燃料化物貯留搬出設備の出口が取合いになるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	質問	1	固形燃料化物の利用先確保	事業者は、固形燃料化物の利用先を確保するとありますが、20年間もの長期に亘る事業を安定したものとするため、20年間に亘る固形燃料化物の購入を確約する利用先を確保しておく必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	質問	1	索引	質問及び回答で指摘する事項の索引は、該当ページのほか、章についても記載するよう入札公告に対する質問及び回答等では修正頂きますようお願い致します。	ご意見として承ります。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

実施方針 に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
25	質問	2	1.3.6 事業費 本事業にかかる予算に関する こと	「予算は、8,000百万円(税込)を限度額とする。」とありますが、現時 点の消費税率(5%)に基づく金額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	質問	2	1.3.6 事業費に関する こと	「…予算は8,000百万円(税込み)を限度額とする」とありますが、消費 税率に関しては入札公告公表時に、消費税率がお示し頂けるとの理 解でよろしいでしょうか。 入札参加者が同一税率で金額算出するための趣旨です。	消費税を含まない額を入札価格とします。
27	質問	2	1.3.6 事業費に関する こと	限度額の8,000百万円に関して、(1)設計及び建設、(2)維持管理運 営のそれぞれに限度額を設ける予定はありますでしょうか。	予定はありません。
28	質問	2	1.3.6 事業費	設計及び建設、維持管理運営のそれぞれに限度額がございました ら、ご教示ください。	限度額はありません。
29	質問	2	事業予算内訳	本事業にかかる予算は、8,000百万円(税込み)を限度額とするとあり ますが、その内訳は事業者に委ねられているという理解で宜しいで しょうか。	ご理解のとおりです。
30	質問	2	事業費	本事業にかかる予算は、8,000百万円 とありますが、建設費 及び 運営・維持管理費の内訳金額をご教示願います。	事業者に委ねます。
31	質問	2	1.3.6 事業費に関する こと	「～本事業にかかる予算は8,000百万円(税込み)を限度額とする。」と ありますが、 ①予定価格および最低制限価格は別途設定されるのでしょうか。 ②予定価格が設定される場合、事業者は予定価格の範囲内におい て設計・建設・維持管理運営費の内訳を事業者の裁量で定めること ができるとの解釈でよろしいでしょうか。	①入札公告時に示します。 ②ご理解のとおりです。
32	質問	2	事業費	入札について、最低制限価格の設定はありますか。また、設定がある 場合には公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

実施方針 に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
33	質問	2	事業費	入札について、設計・施工費と維持管理運営費それぞれに最低制限価格の設定はありますか。また、設定がある場合には公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
34	質問	2	事業費	入札について、調査基準価格の設定はありますか。また、設定される場合には公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
35	質問	2	事業費	入札について、設計・施工費と維持管理運営費それぞれに調査基準価格の設定はありますか。また、設定される場合には公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
36	質問	2	1.3.6 事業費	最低入札価格の設定はありますでしょうか。	入札公告時に示します。
37	質問	2	1.4.1 固形燃料化物の定義に関すること	燃料化物は、発熱量9MJ/kg-wet(低位発熱量)との定義が為されていますが、本数値は別紙5で定められた汚泥性状範囲内の全ての性状における規格との理解で宜しいでしょうか。 又、発熱量の基準として「低位発熱量、湿基準」とありますが、燃料化物に水分が含まれている場合は、乾基準の低位発熱量から燃料化物中の水分の蒸発潜熱を差し引いた値との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	質問	2	1.4.2 汚泥固形化燃料化技術の条件	下水道事業での国内稼働実績がある同一技術方式であれば、新型等の機器自体が異なるものを用いてもよろしいでしょうか。	構いません。
39	質問	2	日本国内の稼働実績を有するもの	今回応募する事業者自身が既に国内で稼働実績があるという理解で宜しいでしょうか。	採用する技術が、国内での稼働実績があるという意味です。
40	質問	2	日本国内の稼働実績を有するもの	日本国内の稼働実績を有するとは、1年以上の稼働実績があるとの理解で宜しいでしょうか。	稼働期間についての条件はありません。
41	質問	2	1.4.2 汚泥固形化燃料化技術の条件	「日本国内の下水道事業での稼働実績を有するもの」とありますが、処理規模や稼働期間の条件は特にないものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

実施方針 に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
42	質問	2	脱水汚泥量(計画)	脱水汚泥量(計画)とは、要求水準書で示された脱水汚泥性状の代表値における年間処理量との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に示す汚泥性状の範囲における年間処理量です。
43	質問	2	脱水汚泥量(計画) 13,200wet-t/年	脱水汚泥量(計画)とは、年間を通して、この量を処理すれば良いという事でしょうか。	ご理解のとおりです。
44	意見	3	固形燃料化物の利用先	「固形燃料化物の利用する民間企業等」と「固形燃料化物を利用する企業」の用語が混在しているため、「固形燃料化物を利用する企業」に統一をお願い致します。	「固形燃料化物を利用する企業」に統一します。
45	質問	3	1.4.3 固形燃料化物の購入確約に関すること	「固形燃料化物を利用する企業」は、自らが固形燃料化物を利用するものとの理解でよろしいでしょう。固形燃料化物の不正な転売を防止するための趣旨です。	ご理解のとおりです。
46	質問	3	1.4.3 固形燃料化物の購入確約に関すること	「固形燃料化物を利用する企業」には、燃料化物の販売・流通事業者も含むと解釈して宜しいでしょうか。	含みません。
47	質問	3	固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	燃料化物の長期安定的な販売・利用を実現するために、「固形燃料化物の購入・利用先」には、事業者から燃料化物を有価で購入し、種々の利用先へ有価で販売する企業も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	含みません。
48	意見	3	1.4.3 固形燃料化物の購入確約に関すること	「事業期間中、・・・購入する確約を得ること」とありますが、弊社では固形燃料化物を有価で購入することが可能な利用先を多く確認している一方、それらの利用先は20年間の購入確約が出来ず、弊社は本事業に参加出来ない可能性があります。同様の事業者が多い場合、本事業は入札参加者が少なく、競争性を担保出来ない可能性があると考えます。 ついては、事業者が20年間の利用を確約すること、及び複数社から複数年程度の購入確約を得ることにより事業安定性は十分確保できると考えますので、購入確約の期間については、「事業期間中」ではなく「複数年」程度とすることをご検討頂きたく、お願い致します。	20年間の確約を必須とします。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

実施方針 に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
49	質問	3	1.4.3 固形燃料化物の購入確約	「固形燃料化物を利用する企業から・・・固形燃料化物を有価で購入する確約を得ること」とありますが、事業安定性確保のために利用先を複数社確保した場合は、このうち1社から確約を得れば足りるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	質問	3	固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	「事業期間中、・・・有価で購入する確約を得ること」とありますが、一社で20年間一括の購入確約でなくても、複数社で複数年の購入確約であれば、条件を満たすものと考えてよろしいでしょうか。	20年間の確約があれば、複数社でも構いません。
51	質問	3	1.4.3 固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明 確約に関すること	「固形燃料化物を利用する企業から、事業期間中、・・・確約を得ること。」とありますが、再技術提案書の提出時点での確約の条件として、20年間に渡り有価で購入する確約が必要であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	質問	3	固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	広く利用先を探索し、燃料化物の長期安定利用、資源循環推進を達成するために、本事業期間中に燃料化物利用企業の追加・変更等は可能との理解でよろしいでしょうか。	正当な理由があり、事業期間中の購入確約があれば、追加・変更等は可能です。
53	質問	3	1.4.3 固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	ご提出する購入確約書は指定の様式がございますでしょうか。また記載する内容に要求事項がございますでしょうか。	入札公告時に示します。
54	質問	3	1.4.3 固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明 確約に関すること	「固形燃料化物を利用する企業から・・・確約を得ること。」とありますが、確約の内容その他諸条件は入札参加者に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示す内容が確認できるものがが必要です。
55	質問	3	固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	固形燃料化物の購入確約書にはご指定の様式はありますか。様式がある場合は、早急にご提示頂きたいお願い致します。	入札公告時に示します。
56	意見	3	地方自治体に対する事前説明を行った証に関すること	関係する地方自治体が複数あり、これまでの実績より事前説明に相応な時間を要することが考えられるため、事前説明を行った証の提出を入札までに変更いただけないでしょうか。	変更しません。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

実施方針 に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
57	質問	3	固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	「事前説明を行った証を提出すること」とありますが、事前説明の内容は「燃料化物が有価物であり、廃掃法上の廃棄物には該当しない」ということでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	質問	3	固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	「事前説明を行った証を提出すること」とありますが、説明先の部署等についてご指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を所管する部局とします。
59	質問	3	1.4.3 固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明に関する事	事前説明の具体的な手順及び証明の方法をご教示ください。	事前説明は、事業者の判断による手順で行って下さい。証明の方法は、議事録の写しを提出することとします。
60	質問	3	固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	「事前説明を行った証を提出すること」とありますが、その証明書類の書式は議事録等の任意の書式でよいと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	質問	3	1.4.3 地方自治体への事前説明に関する事	事前説明を行った証は、打合せ議事録で要件を満たすと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	質問	3	地方自治体に対する事前説明を行った証に関する事	地方自治体に対する事前説明を行った証とは、自治体による同意書又は承諾書の提出との理解で宜しいでしょうか。	議事録の写しで構いません。
63	質問	3	1.4.3 固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	ご提出する地方自治体に対する事前説明を行った証は、指定の様式がございますでしょうか。事前説明の議事録の写しでよろしいでしょうか。	指定の様式はありません。また議事録の写しで構いません。
64	質問	3	固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明	「事前説明を行った証を提出すること」とありますが、その証明書類には説明先の捺印等は必要でしょうか。	捺印等は不要です。
65	質問	4	1.5.1 遵守すべき関係法令等	「京都市環境影響評価等に関する条例」について、市のホームページ等では内容を十分に確認できませんので資料の貸与等に対応頂けるとい理解で宜しいでしょうか。	本事業に係る関係法令は要求水準書(案)1.3.4とします(訂正します)ので、当該条例は遵守すべき関係法令等ではありません。



桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

実施方針 に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
66	質問	4	2.2 事業者決定までのスケジュール	技術提案書の作成に際し、事前に既設設備図面類の貸与及び現地踏査にご対応頂けるという理解で宜しいでしょうか。また、その受付期間が決まっているようでしたらご教示ください。	資料貸与及び現地踏査は予定していますが、受付期間等については入札公告時に示します。
67	質問	4	2.2 事業者決定までのスケジュール(予定)	現場説明、現場・書類調査等の詳細は、入札公告等で示されるとの理解でよろしいでしょうか。また、十分な調査機会の確保をお願いいたします。確定済みのスケジュールは、可能な範囲でご教示願います。	資料貸与及び現地踏査は予定していますが、時期等については入札公告時に示します。
68	質問	4	事業者決定までのスケジュール(予定)	入札公告の後には、現地見学、資料貸与を実施する期間が設けられていると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	質問	4	資料貸与、現場見学	入札公告後、技術提案書の提出までに、現場見学及び資料貸与が可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	質問	4	2.2 事業者決定までのスケジュールに関する事	入札公告時に公表される書類に関して、質疑応答の機会があるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	質問	4	事業者決定までのスケジュール(予定)	入札公告の後には、公告資料に関する質疑応答をする期間が設けられていると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	質問	4	入札公告	入札公告後、落札者決定基準、要求水準書、事業契約書(案)に対する質問回答の機会が複数回設定されるとの理解で宜しいでしょうか。	質問回答の機会は設けていますが、回数については、入札公告時(入札説明書)に示します。
73	意見		質問方法に関する事	入札公告後に、事業内容及び関連書類等に関し、質問の機会があることと存じますが、その際、提案予定内容に密接に関する質問の必要が生じる可能性があります。質問者が希望する質問及び御回答に関しては、非公開とすることを要望いたします。	質問及び回答は全て公開します。
74	質問	4	事業者決定までのスケジュール(予定)	入札公告時に入札説明書・要求水準書・提案書作成様式・落札者決定基準・事業契約書・基本協定書等の本事業に係る書類一式が公表されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

実施方針 に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
75	意見	4	事業者決定までのスケジュール(予定)	入札公告から技術提案書及び見積書等の提出までが1ヶ月半程度と非常に短くなっております。質疑回答、現地調査等の期間、十分な設計・検討期間を確保頂き、より良い技術提案書を作成するために、技術提案書及び見積書等の提出時期を1ヶ月程度延期いただけないでしょうか。	スケジュールの変更は考えておりません。
76	意見	5	2.4.5 落札者決定基準に関する事	落札者を決定するにあたっては、民間の提案にインセンティブを与え点数化する総合評価方式の採用により、自主性・創意工夫が最大限発揮され、より大きな自治体メリットの創出が期待できると考えます。但し、コスト評価にウエイトを高く置きすぎると、良質な公共サービスの提供(事業の安定性・継続性等)が困難となる場合もありますので、評価方法の設定では、価格偏重とならず、十分な技術評価をいただける様ご配慮頂きたく、お願い致します。	ご意見として承ります。
77	意見	5	2.3入札参加者の資格等に関する事	当社は平成19年より下水汚泥燃料化事業を受託し炭化設備の運転を行っている。 当社は事業実施主体の役割を担うことから設備建設も実施するが、メーカーとは異なり、下水汚泥燃料化設備の工事に特化しているため許可業種も機械器具設置工事、電気工事の特定建設業に限られる。 必要資格は後日公表の入札公告によるとあるが、長期事業実績に鑑み当社が本件事業への参画が可能となる様、経営事業審査評価点等の必要な資格等につきご配慮いただきたく。	ご意見として承ります。
78	意見	5	2.4.5 事業契約の締結に関する事	落札者の決定方法は除算方式と思料しますが、評価値の決定要素は入札価格が支配的であり、過度な価格競争はサービス水準の低下に繋がるおそれがあります。つきましては、 ①評価点(加算点)の割合を大きくする。 ②低入札価格調査制度の対象工事とする。 など、サービス水準の低下に配慮した落札者決定方法にしていだくようお願い致します。	ご意見として承ります。
79	質問	5	入札参加資格確認申請書等及び技術提案書に関する事項	「提出書類は、…無断で他の資料として使用しない。」との記載がありますが、「使用しない」には「開示しない」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	無断で開示しません。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

実施方針 に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
80	質問	5	発生するリスクについては、原則として事業者が	事業用地から埋蔵文化財等が出土した場合、これによる工期延期や工事費の増分については、貴府にて負担していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	質問	6	府によるモニタリングの実施について	施設供用開始後(維持管理運営時)のモニタリングの方法(報告会を開催するのか、月報等の書類を提出することのみか)、間隔(1回/月等定期的か、不定期か)等の詳細条件についてご教示願います。	詳細は協議によることとします。
82	質問	7	5.1 損害賠償に関すること	「・・・、事業者が事業契約を解除した場合、事業者は府に生じた損害を賠償する」とありますが、損害の内容は直接損害に限られる、と解釈して宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
83	質問	7	5.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置事業者の損害賠償に関すること	「府が事業契約を解除した場合、事業者は・・・損賠を賠償」とありますが、事業者は違約金等の支払い義務は無いとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
84	質問	8	事業期間終了時の処置	管理する物品等を撤去し、とは事業者の所有物のみ撤去との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	質問	8	物品等の撤去	事業期間終了後は、事業者は管理する物品を撤去するとありますが、これは事業者の所有物品を撤去するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	質問	8	事業期間終了時の措置	「事業期間終了時、事業者は管理する物品等を撤去し、・・・」との記載がありますが、「物品等」とは維持管理運営中に事業者にて準備した備品類(机、椅子、必要な分析計、工具類等)であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	質問	8	事業の継続が困難となった場合における措置(その他)	「詳細は、後日公表する事業契約書(案)に定める」とありますが、事業契約書(案)と実施方針との間で疑義が生じた場合は、事業契約書(案)が実施方針に優先するという解釈でよろしいでしょうか。	文書等の優先関係については、入札公告時に示します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

実施方針 に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
88	質問	別紙1	法令変更リスク	本事業に関する根拠法令とは、1.5.1遵守すべき法令との理解でよろしいでしょうか。	本事業に係る関係法令は要求水準書(案)1.3.4とします(訂正します)。
89	質問	別紙1	法令変更リスクに関すること	本事業にかかる根拠法令とは、P.3~4(1.5.1)に記載の関係法令等との理解で宜しいでしょうか。	本事業に係る関係法令は要求水準書(案)1.3.4とします(訂正します)。
90	質問	別紙1	法令変更リスクに関すること	本事業にかかる根拠法令とは、要求水準書案P8 1.3.4に記載の関係法令等との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	意見	別紙1	リスク分担表(案)に関すること	No14 自然災害リスクについての記載がありますが、P7 5.3及び要求水準書案P6 用語の定義に不可抗力の記載がありますので、不可抗力リスクとして記載下さるようお願い致します。	リスク分担表(案)のNo.14の「自然災害」を「不可抗力」に修正します。
92	意見	別紙1	リスク分担表(案) 不可抗力のリスク負担に関すること	リスク分担表に「不可抗力リスク」の記載が有りませんが、要求水準書(案)の6ページに不可抗力が定義されていることから、不可抗力によるリスク負担を定めておくべきかと存じますが如何でしょうか。	リスク分担表(案)のNo.14の「自然災害」を「不可抗力」に修正します。
93	質問	別紙1	不可抗力リスク	要求水準書1.3.1用語の定義にて、不可抗力が明記されておりますが、不可抗力に伴い事業者側に生じた損害等については、貴府にて負担いただけたとの理解で宜しいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。詳細については事業契約書(案)で示します。なお、リスク分担表(案)のNo.14の「自然災害」を「不可抗力」に修正します。
94	質問	別紙1	リスク分担表	自然災害によらない不可抗力により発生した損害は、府の負担との解釈でよろしいでしょうか。	不可抗力による損害については、基本的には、府の分担とし、詳細については事業契約書(案)で示します。
95	質問	別紙1	リスク分担表	第三者からの損害について、貴府及び事業者の両者に帰責事由がない場合は、貴府にてリスク負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力による損害については、基本的には、府の分担とし、詳細については事業契約書(案)で示します。
96	意見	別紙1	14 自然災害リスクに関すること	「自然災害」については、原子力災害、第三者の行為、及び通常の見え得る範囲外の事象等の不可抗力も含めて頂きたい、お願い致します。	基本的には含まれます。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

実施方針 に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
97	質問	9	別紙1 リスク分担表(案)	物価変動リスクについて、「一定以下の物価変動」は事業者負担とありますが、具体的な数値についてご教示下さい。	入札公告時(事業契約書(案))に示します。
98	質問	別紙1	経済リスク	一定以下の物価変動リスクは、事業者負担とされておりますが、一定以下とは具体的な数値でお示し下さい。	入札公告時(事業契約書(案))に示します。
99	意見	別紙1	リスク分担表	物価変動リスクについて、「一定以下」の数値基準及び指数(消費者物価指数等)を具体的にご提示頂きたいお願い致します。	入札公告時(事業契約書(案))に示します。
100	意見	別紙1	リスク分担表(案) 物価変動リスクに関すること	「一定以下の物価変動」とありますが、「一定」を明確に御指定願います。なお入札から事業終了まで長期に渡ることから、設計段階・建設段階・維持管理運営段階の各段階において物価変動リスクの負担について御提示願います。	入札公告時(事業契約書(案))に示します。
101	意見	別紙1	リスク分担表	物価変動リスクについて、事業運営開始直前及び運営開始後は毎年等、物価変動調整の協議時期についてご提示頂きたいお願い致します。	入札公告時(事業契約書(案))に示します。
102	質問	別紙1	リスク分担表(案)に関すること	No15 物価変動リスク「一定以下の物価変動」とありますが、事業参画にあたり物価変動リスクを検討する必要があります。物価変動に伴う委託料変更に用いる物価指標等は入札公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。具体的な指標等を公表されない場合についても、基本的な考え方をお示し頂けますようお願い致します。	ご理解のとおりです。
103	意見	別紙1	リスク分担表(案) 物価変動リスクに関すること	一定以下の物価変動は事業者負担とのことですが、基準となる物価指数等のデータでは捕捉できない費用発生が生じた場合、協議余地を行うことを可能とする条項を事業契約書に付加するようお願い致します。	入札公告時(事業契約書(案))に示します。
104	質問	別紙1	リスク分担表(案) 金利変動リスクに関すること	本事業は貴府が資金調達を行う事業(DBO)方式であり、事業者側で負担すべき金利はないと思量致しますが如何でしょうか。	事業者が資金調達した場合の金利変動を指します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業

実施方針 に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
105	質問	別紙1	リスク分担表	建設リスクのうち、地下埋設物による工程遅延リスク及び撤去等に必要となる費用増加リスクは貴府にて負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	質問	別紙1	リスク分担表	貴府の帰責事由による許認可取得遅延によるリスクは、貴府にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	意見	別紙1	リスク分担表(案) 性能未達リスク	府の帰責理由(汚泥含水率の上昇等)による性能未達に関するリスク分担の項目追加をお願いいたします。	基本的には、ご指摘の点はNo.29に含まれます。詳細については、事業契約書(案)で示します。
108	質問	別紙1	リスク分担表	「・・・府が提供する脱水汚泥の量や質が当初設定した範囲を逸脱したことに対応するために要した、事業者の費用」とありますが、ここでいう「当初設定した範囲」とは、要求水準書(案)別紙5に記載の条件を指すとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	質問	別紙1	リスク分担表	下水汚泥の性状に起因して固形燃料化物が利用できなくなった場合は、利用先の確保及び利用先への供給責任は貴府に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に示す汚泥性状の範囲を逸脱したことにより、有効利用できない場合の責任は、府が負担します。
110	質問	別紙1	有効利用リスク	貴府が提供する脱水汚泥の質が当初設定した範囲を逸脱したことにより、固形燃料化物の利用先の利用に支障が生じた場合、その対応に要した費用は、貴府にて負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に示す汚泥性状の範囲を逸脱したことにより、有効利用できない場合、府が負担します。
111	質問	別紙1	リスク分担表	事業終了時の手続きに要する費用について、「手続き」とは具体的にどのような内容を想定されていますか。	引継業務及びSPC解散手続き等です。